

# 粉じん障害防止規則の一部が改正されました！

改正公布日 平成26年6月25日

改正施行日 平成26年7月31日

## 改正の趣旨

屋外における岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業においても、粉じん濃度が管理濃度を超える割合が高いことが認められたことから、粉じん障害防止規則「別表第3」に定める呼吸用保護具の使用が必要な作業の範囲を拡大するため、粉じん障害防止規則について所要の改正を行ったものです。

## 改正の内容

呼吸用保護具の使用が必要な作業を定める粉じん障害防止規則「別表第3」について、新たに「第6号の2」として「屋外において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を研磨し、又はばり取りする作業」が加えられました。

これにより、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を研磨し、又はばり取りする作業については、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において行う場合に加えて屋外において行う場合についても、呼吸用保護具の使用が必要になるものです。

- 「改正施行通達」「改正省令」「新旧対照条文」はこちら (PDF:211KB)
- 「屋外での岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業も呼吸用保護具の使用対象になります」  
(厚生労働省リーフ) はこちら (PDF:430KB)
- 本件改正に係る「粉じん作業であること等を周知する標識 (宮崎局版)」はこちら  
(PDF:160KB)